

令和4年12月26日

組合員 各位

石川県電気工事工業組合能登本部
技術経営部会
内線安全部会

令和4年度 下期

「計測器等の照合試験」及び「絶縁用防保護具耐電圧試験」開催案内

標記について、其々下記のとおり開催致します。

組合まで、ご来所のうえ各自実施して頂きます様お願い申し上げます。

尚、計測器等の照合試験に於いては、今回はトルクドライバーのみの照合試験を実施致します。

メガー・アーステスター等は、前回(上期)受けられなかった方のみ対象となります。

合格した計測器等（メガー・アーステスターのみ）には合格シール「今年度は、オレンジ色」を貼り付け致します。また、絶縁用防保護具耐電圧試験に於いては、実施担当者は電気取扱業務（高圧・特別高圧）に係る特別教育修了者である事。（防保護具耐電圧試験される方は、必ず事前連絡の程お願いします。）

尚、防保護具耐電圧試験は、2月中旬を予定しております。

記

1. 実施月日

<七尾・羽咋支部> 令和5年1月10日（火） ～1月20日（金）

<輪島・珠洲支部> 1月23日（月） ～2月 3日（金）

2. 実施場所 当組合 能登本部

以上

- ◇ 必ず試験を受けて下さい。（特に8月に試験を受けてない方は必ず）北陸電力（株）施工者登録申請時には、メガー・アーステスターの照合試験は年1回、トルクドライバーは6ヶ月に1回、それぞれ標準抵抗器・試験器にて照合試験を行なう事が義務付けられている。

◇ 「労働安全衛生規則第351条」

絶縁用保護具・防具等（電気用安全帽・電気用ゴム手袋・絶縁用シート等）で低圧（交流300ボルトを超える場合）・高圧・特別高圧の充電回路において使用するものは、6ヶ月以内ごとに1回、定期にその絶縁性能について自主検査をしなければならない。

（連続して6ヶ月以上使用しなかった場合は、その使用を開始する際に、同様の検査をすればよい）

また、自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。